株主各位

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号神谷町セントラルプレイス 株式会社テー・オー・ダブリュー 代表取締役社長 江 草 康 一

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださ いますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用 紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年9月24日(火曜日)午後6時30分 までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 平成25年9月25日(水曜日)午前10時 時
- 2. 場 所 東京都港区赤坂2-17-22赤坂ツインタワー

東館8F(TKP赤坂ツインタワーカンファレンスセンター)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第37期 (平成24年7月1日から平成25年6月30日まで) 連結計 算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果 報告の件
- 2. 第37期 (平成24年7月1日から平成25年6月30日まで) 事業報 告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

第4号議案 当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行す る新株予約権に関する報酬等の額の変更及び報酬等の内容の決定 の件

当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行 第5号議案 する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

第6号議案 当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブおよび 株式会社ソイルの取締役に対して株式報酬型ストックオプション として発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委 任する件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、是非ご出席 賜りたくご案内申しあげます。
- ◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.tow.co.jp) において掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成24年7月1日から) 平成25年6月30日まで)

I 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、復興関連需要などを背景に緩やかな回復基調でスタートし、下半期におきましては、政権交代に伴う金融緩和を背景に、デフレ脱却・経済成長に向けて緩やかな回復の動きが見られました。

当社グループの属する広告業界におきましては、平成24年(1月~12月)の国内総広告費が5兆8,913億円(前年比3.2%増:㈱電通「日本の広告費」平成25年2月発表による。)と、5年ぶりに増加いたしました。大手広告代理店の平成24年(1月~12月)の売上高につきましても、前年比で堅調に推移いたしましたが(「広告と経済」平成25年2月21日発行による。)、平成25年1月以降(1月~6月)の売上高につきましては、一部の広告代理店の売上高が前年比で減少に転じるなど(「広告と経済」平成25年8月1日発行による。)、弱含みに推移しました。

このような事業環境の中、当社の上半期の連結業績は飲料・食品メーカーならびに携帯キャリア(スマホ)、自動車メーカーなどのプロモーション・広報案件を積極的に取り込んだ結果、売上で67億49百万円(前期比1.2%減)と、比較的堅調に推移しましたが、下半期につきましては地方の不振等により失速し、厳しい状況で推移しました。

このような状況を踏まえて、平成25年7月12日に業績予想の修正を行いました。しかしながら、当初より9月末に予定しておりました、昨年の不正会計の過大申告額に係る税金の還付請求につきましては、7月下旬より準備を進めてまいりましたが、当社の意向により、税務当局の内容等の検証・調査によって再び取引先をはじめ関係各位にご迷惑をお掛けすることは、当社の本意ではなく、また、今後の事業運営にも大きな支障をきたす可能性があると判断し、税金の還付請求は行わないこととしたため、繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額を87百万円計上することといたしました。更に、平成25年9月25日開催予定の定時株主総会で退任予定の取締役より、役員退職慰労金を辞退したいとの申出がありましたので、特別利益として46百万円を計上することといたしました。その結果、当期純利益は公表値を下回る結果となりました。

以上のことにより、当連結会計年度の売上高は123億46百万円(前連結会計年度比11.4%減)、営業利益は8億50百万円(同12.6%減)、経常利益は8億64百万円(同12.4%減)、当期純利益は4億28百万円(同15.6%減)となりました。

<カテゴリー別概況>

(博展)

当連結会計年度は、官公庁からの博覧会を受注したこと等により、売上増となりました。

(文化/スポーツ)

当連結会計年度は、ロンドンオリンピック関連や国体リハーサル案件を 受注したこと等により、前連結会計年度比118.3%の売上増となりまし た。

(広報)

当連結会計年度は、大手自動車メーカーからの各種発表会の受注が比較的好調に推移したこと等により、前連結会計年度比8.0%の売上増となりました。

(販促)

当連結会計年度は、大手自動車メーカーのプロモーション活動が比較的 好調に推移しましたが、韓国携帯メーカーの特需減少や、国内携帯メー カー、トイレタリー会社からの受注が減少したこと等により、前連結会 計年度比22.5%の売上減となりました。

(制作物)

当連結会計年度は、大手コンビニエンスストアの店頭プロモーションや、商業施設のクリスマス関連案件を受注したこと等により、前連結会計年度比0.2%の売上増となりました。

(企画売上高)

企画売上高は、前連結会計年度比24.3%の売上増となりました。

カテゴリー別売上高の構成は次のとおりであります。

	カテ	ゴリー	_	金額 (百万円)	構成比(%)
制	博		展	52	0.4
作	文化	/スポ	ーツ	92	0.7
売	広		報	3, 776	30.6
上	販		促	6, 867	55. 6
高	制	作	物	1, 451	11.8
	小		計	12, 240	99. 1
	企画売上高		売 上 高 106		0.9
	合		計	12, 346	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の実施額は9百万円で、その内訳は次のとおりであります。

	投	資	区	分		金	額
パソコン							4 百万円
サーバー							3
その他							1
	合			計			9

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区	分	期別	第 34 期 (平成22年6月期)	第 35 期 (平成23年6月期)	第 36 期 (平成24年6月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (平成25年6月期)
売	上	高(百万円	12, 551	10, 538	13, 935	12, 346
経	常利	益(百万円	635	336	987	864
当 其	月純 利	益(百万円	314	128	508	428
1株当	たり当期純	利益 (円)	27. 33	11. 24	44. 61	37. 64
総	資	産(百万円	8, 396	7, 392	9, 389	8, 756
純	資	産(百万円	5,078	4, 958	5, 193	5, 285
1株当	fたり純資産	笙額 (円)	440. 98	434. 83	455. 58	463. 29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 第34期から第36期までの数値は、不適切な会計処理の訂正による遡及処理後の数値であります。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ティー・ツー・ クリエイティブ	100,000千円	100.0%	イ ベ ン ト の 制作・運営・演出
株式会社ソイル	50,000千円	100.0%	イベントの演出・映像制作

(6) 対処すべき課題

顧客(広告主)が「売り」への直接的効果をプロモーションに対して求める傾向は年々強くなり、広告代理店におきましても、その対策強化に本格的に取り組んでおります。当社としては、そのような広告代理店の動向に対応するため、「デジタルに強いリアル・プロモーション会社」を目指し、次に掲げる施策に取り組んでまいります。

1.「デジタル力」の強化

プロモーション領域の中でも、特に増加しているデジタルを絡めたリアル・ プロモーション業務の提案を強化します。今期より新たに役員による本部横 断的なデジタル・プロモーション推進ミーティングを実施し、全社的に提案 体制を強化してまいります。

- 2.「つくる力」の強化
 - OJT強化による"技の伝承"・社内研修の強化・コストマネジメントの強化により、当社の原点である、リアル・プロモーションを「つくる力」を改めて強化し、品質と収益力の向上を目指します。
- 3.「顧客力」の強化

全営業社員が、期初に各々の重要顧客との関係値のランクアップを目標管理 することで、「顧客力」の強化=売上の向上を目指します。

- 4.「グループ力」の強化
 - (1) ティー・ツー・クリエイティブ

変化する代理店の要望に対応すべく、全体プロデュース型から実行専門型へ変化してまいります。

(2) ソイル

デジタル・プロモーション推進の武器となるオリジナルコンテンツの開発に 着手します。

5.「安心力」の強化

社内研修等を通じて、現場での情報管理・安全管理・コンプライアンスを徹底し、改めて"任せて安心なプロダクション"を目指します。

(7) 主要な事業内容(平成25年6月30日現在)

- ① イベント、セミナーの企画、制作、施工、演出及び運営業務
- ② イベントの受託に伴う建造物、構築物の建築工事、室内装飾工事、電気工事等の実施、請負
- ③ 広報、広告に関する企画及び制作業務
- ④ セールスプロモーションに関連する企画、制作業務及び展示、装飾の企画、 出版
- ⑤ セールスプロモーションに関連する広告、宣伝物及びプレミアム等の企画、 製作、販売及び輸出入
- ⑥ 各種印刷物の企画、制作、出版

(8) 主要拠点等(平成25年6月30日現在)

本 社 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス 関西支社 大阪府大阪市北区西天満六丁目1番2号 千代田ビル別館 名古屋支社 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目5番33号 名古屋有楽ビル

株式会社ティー・ツー・クリエイティブ 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス

株式会社ソイル

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス

(9) 使用人の状況 (平成25年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
		149 (18	8) 名	5 (△2) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	12	23 (15	5) 名	△2 (2) 名			33	3.0歳					6.	9年

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成25年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額					
株式会社三菱東京UFJ銀行	630百万円					
株式会社みずほ銀行	70					
株式会社りそな銀行	70					
株式会社三井住友銀行	70					

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成25年6月30日現在)

① 発行可能株式総数

48,000,000株

② 発行済株式の総数

12, 242, 274株

③ 株 主 数

5,786名

④ 大 株 主

	株	主名		株	式 数	持 株 比 率
Л	村		治		1,402千株	12.31%
真	木	勝	次		1, 385	12. 16
ビービーエイ	イチフオーフイデリティ	ノ ーロープライスドスト	ツクフアンド		1, 223	10.73
秋	本	道	弘		646	5. 68
テーオ	ーダブリ	ュー従業員	持株会		278	2. 44
ジェイ	コムホール	ディングス株	式会社		260	2. 28
日本トラス	スティ・サービス	信託銀行株式会社	(信託口)		103	0.90
佐	竹	_	郎		102	0.90
賀	来	昌	義		99	0.88
小	林	雄	=		93	0.82

⁽注) 当社は、自己株式846,014株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (平成25年6月30日現在)

① 当社役員が保有している新株予約権の状況 事業年度末における会社役員の新株予約権等の保有状況

株主総会の決議日	平成17年9月26日
目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	65,600円(1株当たり656円)
新株予約権の数	820個(新株予約権1個につき100株)
目的である株式の数	82,000株
行使期間	平成19年10月 1 日から 平成27年 9 月25日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保	有	者	数
取締役(社外取締役を除く)	760個	76,000株			3名	1
監査役	60個	6,000株			1名	ı

株主総会の決議日	平成17年9月26日			
目的である株式の種類	普通株式			
新株予約権の払込金額	無償			
株式の払込金額	100円(1株当たり1円)			
新株予約権の数	200個(新株予約権1個につき100株)			
目的である株式の数	20,000株			
行使期間	平成25年10月 1 日から 平成45年 9 月30日まで			

	新株予約権の数	目的である株式の数	保	有	者	数
取締役(社外取締役を除く)	200個	20,000株			1 名	

株主総会の決議日	平成20年9月25日
目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	100円(1株当たり1円)
新株予約権の数	300個(新株予約権1個につき100株)
目的である株式の数	30,000株
行使期間	平成25年10月 1 日から 平成45年 9 月30日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保	有	者	数
取締役(社外取締役を除く)	300個	30,000株			1 名	

株主総会の決議日	平成24年9月25日
目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	100円 (1株当たり1円)
新株予約権の数	2,000個(新株予約権1個につき100株)
目的である株式の数	200,000株
行使期間	平成34年10月1日から 平成35年3月31日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保	有	者	数
取締役(社外取締役を除く)	2,000個	200,000株			1 名	

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の 状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼 最高経営責任者(CEO)	川村治	
取締役副会長兼執行役員	真 木 勝 次	第一本部長
代表取締役社長兼 最高執行責任者(COO)	江 草 康 二	
常務取締役兼執行役員	秋 本 道 弘	第三本部長 株式会社ティー・ツー・クリエイティブ取締役
常務取締役兼執行役員	木 村 元	管理本部長 株式会社ティー・ツー・クリエイティブ取締役 株式会社ソイル取締役
取締役兼執行役員	島村繁男	管理本部副本部長
取締役兼執行役員	舛 森 丈 人	第二本部長 株式会社ソイル取締役
常勤監査役	倉 見 晴 夫	
監 査 役	萩 原 新太郎	芝綜合法律事務所パートナー弁護士
監 查 役	吉 田 茂 生	株式会社キーストーン・パートナース代表取締 役会長

- (注) 1. 監査役の萩原新太郎氏、吉田茂生氏は、社外監査役であります。
 - 2. 監査役の萩原新太郎氏は、弁護士の資格を有しております。
 - 3. 当社は、監査役の萩原新太郎氏を独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出ております。
 - 4. 取締役攝津浩義氏は、平成24年9月25日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって任期 満了により退任しております。
 - 5. 監査役の吉田茂生氏は、金融機関で長年勤務しており、財務及び会計に関する相当程度の 知見を有するものであります。

6. 平成25年7月1日付で以下のとおり取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏	氏 名 新				旧	異動年月日
真 木	勝次	取 締	役 副	会 長	取締役副会長兼執行役員第 一 本 部 長	平成25年7月1日

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	8名	212,004千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	26, 500 (9, 300)
合 計	11	238, 504

- (注) 1. 株主総会の決議による報酬等の限度額は業績連動型報酬を含め取締役400,000千円 (平成18年9月25日改訂)、監査役36,000千円 (平成11年9月27日改訂) であります。
 - 2. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与27,479千円(取締役7名に対し業績連動型報酬24,479千円、監査役1名に対し3,000千円)が含まれております。
 - 3. 期末日現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。
 - 4. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の増加額9,575千円(取締役6名分9,025千円、監査役1名分550千円)が含まれております。
 - 5. 上記報酬の他、平成20年9月25日取締役会決議に基づき、取締役1名に対してストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額が422千円、平成24年9月25日取締役会決議に基づき、取締役1名に対してストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額が3,990千円あります。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との兼職状況
 - ・監査役萩原新太郎氏は、芝綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。 なお、当社は、芝綜合法律事務所との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役吉田茂生氏は、株式会社キーストーン・パートナースの代表取締役会長を兼務しております。なお、当社は、株式会社キーストーン・パートナースとの間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	萩 原 新太郎	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回及 び監査役会13回のうち全回に出席し、主に弁 護士としての専門知識を活かし、且つ公平中 立な立場から適宜発言を行っております。
監 査 役	吉 田 茂 生	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回及 び監査役会13回のうち全回に出席し、公平中 立な立場から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額		50,	000千円
・当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額		50,	000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある と判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査 役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目 的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある と判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の 会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をとるためのコンプライアンス体制の整備については、取締役会の直属機関である「コンプライアンス委員会」により、その構築・徹底・推進を図るとともに、「コンプライアンス基本方針」を全役職員へ配布し、啓蒙活動を実施するものとする。更に、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を活用するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき、取締役会の直属機関である「リスク管理委員会」により、予見されるリスクの分析と識別を行い、各部門のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役会に報告するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎 として、取締役会を原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催する ものとする。

その他、常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催 し、取締役会決議事項以外の事項を協議するとともに、取締役会決議事項の 事前審議を行うものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行の責任者及びその責任、執行手続の詳細 については、既に制定されている組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に よるものとする。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制

当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。また、グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの 独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に 関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人は当社及び当社グループ会社の業務の進行状況または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反並びに不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に係わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。
 - ロ. 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ会社の監査役と情報交換 に努め、連携して当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとす る。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- イ. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、「倫理規程」、「コンプライアンス基本方針」等に従い、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・ 排除するものとする。
- ロ. コンプライアンス委員会による、協力機関(外注先)への反社会的勢力に 関する情報提供依頼、及び誓約書の提出依頼等により、同勢力の排除に向け た協力体制を継続するものとする。
- ハ. 反社会的勢力との関係について、取締役及び使用人に疑義ある行為があった場合、または同勢力から不当要求等があった場合は、内部通報制度により 社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報するものとする。
- 二. 販売先、外注先、経費支出先、仕入先、株主等の、新聞記事検索や信用調査機関による調査、インターネット検索エンジンによる検索を、定期的に実施することにより、ステークホルダーに反社会的勢力が係わっていないことを確認するものとする。

連結貸借対照表

(平成25年6月30日現在)

	資	産		の	部			負		債		の	部	
科		目		金	額		科			目		金	:	額
流	勤	産			7, 399, 675	流	動	b	負	債			3, 149	9, 273
現	金 及	び預	金		2, 478, 857		買		掛		金		1, 572	2, 186
受耳	负手形 及	及び売損	金		2, 053, 300		短	期	借	入	金		840	0,000
未	成業系	努 支 出	金		168, 559		未	払	法人	、税	等		214	4, 875
未	収	入	金		2, 585, 212		賞	与	引	当	金		15	5, 120
前	払	費	用		36, 637		そ		Ø		他		507	7, 089
繰	延 税	金 資	産		64, 896	固	定	2	負	債			32	1, 677
そ	0	か	他		12, 211		退」	職糸	合付	引当	金		180), 990
固氮	全 資	產			1, 357, 001		役員	退	職慰り	岁引 🖁	金		138	3, 386
有形	固定	資 産			66, 170		そ		の		他		4	2, 300
建			物		42, 724	1	<u></u>	債	合	Ē	t		3, 470), 950
エリ	具、器具	具及び備	市品		17, 419			純	資	Ĩ.	産	の	部	
土			地		6, 027	株		主	資	ť	本		5, 286	6, 986
無形	固定	資 産			30, 897		資		本		金		948	3, 994
投資	その他の	の資産			1, 259, 933		資	本	剰	余	金		1,027	7, 376
投	資 有	価 証	券		581, 982		利	益	剰	余	金		3, 781	, 259
保	険 私	責 立	金		328, 894		自	Ē	3	株	式		△470), 644
繰	延 税	金資	産		125, 049	その	の他の	の包	括利益	言累益	十額		Δ	7, 253
敷	金及て	び保証	金		219, 697		その	他有	価証券	評価差	額金		39	9, 360
そ	0	か	他		4, 310		土坤	也再	評価	差額	金		△46	6, 614
						新	株		予	約	権		5	5, 994
						純	資	ť	産	合	計		5, 28	5, 727
資	産	合	計		8, 756, 677	負	債	新	1 資 1	全合	計		8, 756	6, 677

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成24年7月1日から) (平成25年6月30日まで)

	科		目		金	額
売		上	高			12, 346, 178
売	上	原	価			10, 753, 419
	売 上	. 総	利	益		1, 592, 759
販	売 費 及 で	び一般	管 理 費			742, 047
	営	業	利	益		850, 711
営	業	外 切	益			
	受 取 🤊	利 息 及	び 配 当	金	11, 974	
	その	他 営	業 外 収	益	10, 283	22, 258
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	5, 646	
	その	他 営	業 外 費	用	2, 384	8, 030
	経	常	利	益		864, 939
特	別	利	益			
	役 員 退	職慰労	引 当 金 戻 🧷	入益	46, 695	46, 695
特	別	損	失			
	会 員	権	評 価	損	4, 100	4, 100
	税金等調	調整前当	当期 純 利	益		907, 534
	法 人 税、	住民税	及び事業	税	328, 861	
	法 人	税 等	調整	額	149, 680	478, 541
	少数株主	損益調整育	前当期純利	益		428, 992
	当 期	純	利	益		428, 992

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年7月1日から) 平成25年6月30日まで)

				株	主 資	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年7月1日残高		948,	994	1, 027, 376	3, 874, 489	△470, 279	5, 380, 581
誤謬の訂正による 累積的影響額			_	-	△146, 129	-	△146, 129
誤謬訂正後当期首残高		948,	994	1, 027, 376	3, 728, 359	△470, 279	5, 234, 452
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					△376, 093		△376, 093
当 期 純 利 益					428, 992		428, 992
自己株式の取得						△365	△365
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)							
連結会計年度中の変動額合計			_	=	52, 899	△365	52, 534
平成25年6月30日残高		948,	994	1, 027, 376	3, 781, 259	△470, 644	5, 286, 986

	その1	他の包括利益界	! 計額		純資産合計	
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差 額 金	その他の包括 利益累計額合計	新株予約権		
平成24年7月1日残高	4, 500	△46, 614	△42, 114	1, 582	5, 340, 049	
誤謬の訂正による 累積的影響額	_	_	-	_	△146, 129	
誤謬訂正後当期首残高	4, 500	△46, 614	△42, 114	1, 582	5, 193, 920	
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当					△376, 093	
当 期 純 利 益					428, 992	
自己株式の取得					△365	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	34, 860		34, 860	4, 412	39, 272	
連結会計年度中の変動額合計	34, 860	_	34, 860	4, 412	91, 806	
平成25年6月30日残高	39, 360	△46, 614	△7, 253	5, 994	5, 285, 727	

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数………2社

連結子会社の名称………株式会社ティー・ツー・クリエイティブ

株式会社ソイル

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

- 2. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 満期保有目的の債券………原価法
 - ロ. その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資

産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算

定)

時価のないもの………移動平均法による原価法

ハ. たな卸資産

未 成 業 務 支 出 金…………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の 低下に基づく簿価切下げの方法)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産………定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~47年

工具、器具及び備品 2年~15年

ロ. 無形固定資産………ソフトウエア(自社利用)については、社内における利用

可能期間(5年)に基づく定額法であります。

のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社グループは、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年7月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽 微であります。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

口. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の金額に基づき、 当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

二. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- 3. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 収益の計上基準

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(誤謬の訂正に関する注記)

当社において、売上の架空計上等による不適切な会計処理が過年度から行われていたことが判明しました。これに伴い、誤謬の訂正を行い、当連結会計年度の期首の純資産額が146,129千円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額

2,497,839千円

2. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に 含まれております。

受取手形

40,281千円

3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

再評価を行った年月 平成13年6月30日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

805千円

4. 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを 目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会 計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額

2,650,000千円

借入実行残高840,000差引額1,810,000

5. 有形固定資産の減価償却累計額

210,501千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12, 242, 274	_	_	12, 242, 274
自己株式				
普通株式	845, 189	825	_	846, 014

⁽注) 普通株式の自己株式の株式数の増加825株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成24年9月25日 定時株主総会	普通株式	216, 544	19.00	平成24年6月30日	平成24年9月26日
平成25年2月7日 取締役会	普通株式	159, 548	14. 00	平成24年12月31日	平成25年3月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基	準	日	効力発生日
平成25年9月25日 定時株主総会	普通株式	159, 547	利益剰余金	14.00	平成25	年 6	月 30 日	平成25年9月26日

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約 権の目的	新株予約	当連結会計			
新株予約権の内訳	性の目的 となる株 式の種類	当連結会 計年度期首	当連結会 計年度増加	当連結会 計年度減少	当連結会 計年度末	年度末残高 (千円)
平成16年新株予約権	普通株式	30, 000	_		30,000	_
平成17年新株予約権①	普通株式	238, 700	_	12, 400	226, 300	_
平成17年新株予約権②(注)	普通株式	20, 000	_	_	20, 000	_
平成20年新株予約権(注)	普通株式	30, 000	_		30, 000	2,004
平成24年新株予約権(注)	普通株式	_	200, 000		200, 000	3, 990
合計	_	318, 700	200, 000	12, 400	506, 300	5, 994

⁽注) 平成17年新株予約権②、平成20年及び平成24年新株予約権を除く新株予約権については、権利 行使可能であります。

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については、 主に流動性の高い短期の預金で行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりま せん。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把提や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や借入金などについては、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年6月30日(当期の連結決算日)現在の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)参照)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2, 478, 857	2, 478, 857	_
(2)受取手形及び売掛金	2, 053, 300	2, 053, 300	_
(3) 未収入金	2, 585, 212	2, 585, 212	_
(4) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	200, 000	205, 775	5, 775
② その他有価証券	223, 338	223, 338	_
資産計	7, 540, 708	7, 546, 483	5, 775
(1) 買掛金	1, 572, 186	1, 572, 186	_
(2) 短期借入金	840, 000	840, 000	_
(3) 未払法人税等	214, 875	214, 875	_
負債計	2, 627, 062	2, 627, 062	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 未収入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する連結貸借対照表計上額と時価及び取得原価との差額は以下のとおりです。

イ. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対 照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
	(1) 株式	_	_	_
	(2)債券			
時価が連結貸借対	①国債・地方債	_	_	_
照表計上額を超え	②社債	200, 000	205, 775	5, 775
るもの	③その他	_	_	_
	(3) その他	_	_	_
	小計	200, 000	205, 775	5, 775
	(1) 株式	_	_	_
	(2)債券			
時価が連結貸借対	①国債・地方債	_	_	_
照表計上額を超え	②社債	_	_	_
ないもの	③その他	_	_	_
	(3) その他	_	_	_
	小計	_	_	_
2	計	200, 000	205, 775	5, 775

ロ. その他有価証券

	種類	連結貸借対 照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
	(1) 株式	204, 635	127, 024	77, 611
	(2)債券			
連結貸借対照表計	①国債	_	_	_
上額が取得原価を	②社債・地方債	_	_	_
超えるもの	③その他	_	_	_
	(3) その他	17, 776	12, 111	5, 664
	小計	222, 412	139, 136	83, 276
	(1) 株式	926	1, 104	△178
	(2)債券			
連結貸借対照表計	①国債	_	_	_
上額が取得原価を	②社債・地方債	_	_	_
超えないもの	③その他	_	_	_
	(3) その他	_	_	_
	小計	926	1, 104	△178
合計		223, 338	140, 240	83, 097

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等 これらけ毎期間で決済されるため、時価け帳簿価額にほぼ等しいこと

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	158, 644

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	2, 478, 857	_	_	_
受取手形及び売掛金	2, 053, 300	_	_	_
未収入金	2, 585, 212	_	_	_
投資有価証券				
満期保有目的債券 (社債)	_	_	200, 000	_
合計	7, 117, 370	_	200, 000	_

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額
- 2. 1株当たり当期純利益

463円29銭 37円64銭

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

貸借対照表

(平成25年6月30日現在)

資 産	の部	3	負	債	の 部	1177
科目	金	額	科	目	金	額
流 動 資 産		7, 031, 348	流 動 負	債	3, 0	95, 761
現金及び預	金	2, 264, 436	買 掛	金	1, 2	57, 536
受 取 手	形	311, 044	関係会社	上 買 掛 金	3	60, 154
売 掛	金	1, 673, 906	短 期 信	計 入 金	8-	40,000
未成業務支出	金	153, 213	未	公 金	2	05, 284
未 収 入	金	2, 529, 600	未 払 法	人 税 等	1	64, 258
前 払 費	用	33, 426	未 払	費用	1:	30, 102
繰 延 税 金 資	産	55, 040	未成業系	务 受 入 金		46, 152
そ の	他	10,680	預 9	金	:	22, 901
			仮	金金	:	39, 690
固 定 資 産		1, 488, 511	未 払 消	費 税 等		17, 203
有 形 固 定 資 産		59, 232	賞 与 引	当金		12, 477
建	物	38, 607	固 定 負	債	3	00, 422
工具、器具及び備	品	14, 597	退職給作	寸 引 当 金	1	63, 336
土	地	6, 027	役員退職屬	世 男 引 当 金	1	34, 786
無形固定資産		27, 332	そ 0) 他		2, 300
電 話 加 入	権	2, 652	負 債	合 計	3, 3	96, 184
ソフトウエ	ア	17, 679	純	資 産	の部	
のれ	ん	7, 000	株 主 資	•		24, 934
投資その他の資産		1, 401, 945	資本		9.	48, 994
投資有価証	券	581, 982	資 本 乗		1, 0	27, 376
関係会社株	式	150, 000		準 備 金	1, 0	27, 376
会 員	権	4, 310	利益乗	1 余金	3.6	19, 207
保険積立					3,0	10, 20.
	金	328, 894	利益	準 備 金	:	22, 845
繰 延 税 金 資	産	328, 894 117, 161	利 益 その他系	準 備 金川益剰余金	3, 5	22, 845 96, 362
繰延税金資 敷金及び保証	産		利 益 その他 別 途	準備金引益剰余金積立金	3, 5 ¹ 3, 2 ¹	22, 845 96, 362 00, 000
	産	117, 161	利 益 その他 ^利 別 途 繰越利	準備金一益剰余金積立金一益剰余金	3, 5 ³ 3, 2 ³	22, 845 96, 362 00, 000 96, 362
	産	117, 161	利 益 その他和 別 途 繰越和 自 己	準 備 金 川益剰余金 積 立 金 」益剰余金 株 式	3, 5° 3, 2° 3° ∆4	22, 845 96, 362 90, 000 96, 362 70, 644
	産	117, 161	利 益 その他 別 途 繰越 自 換 算 評価・換算	準備金金銀子 金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	3, 5° 3, 2° 3° ∆4	22, 845 96, 362 00, 000 96, 362
	産	117, 161	利	準備備余金金金金量額有額一次基額一次基額一次基額一次基額一次基額一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次<l< th=""><th>3, 5° 3, 2° 3° △4</th><th>22, 845 96, 362 90, 000 96, 362 70, 644 \$\frac{1}{2}\$, 253 39, 360</th></l<>	3, 5° 3, 2° 3° △4	22, 845 96, 362 90, 000 96, 362 70, 644 \$\frac{1}{2}\$, 253 39, 360
	産	117, 161	利 を	準 横 無 並 積 無 報 価 額 無 額 価 額 差 額 金 金 金 金 式 一 券 金 金	3, 5° 3, 2° 3° △4	22, 845 96, 362 90, 000 96, 362 70, 644 \(\lambda\) 7, 253 39, 360 46, 614
	産	117, 161	利 そ	準	3, 5; 3, 2; 3; \$\triangle 4\$ \$\triangle 4\$ \$\triangle 4\$ \$\triangle 4\$	22, 845 96, 362 00, 000 96, 362 70, 644 \(\delta \), 253 39, 360 46, 614 5, 994
敷金及び保証	産	117, 161	利 を	準 横 無 並 積 無 報 価 額 無 額 価 額 差 額 金 金 金 金 式 一 券 金 金	3, 5; 3, 2; 3; \$\triangle 4\$ \$\triangle \triangle \trian	22, 845 96, 362 90, 000 96, 362 70, 644 \(\lambda\) 7, 253 39, 360 46, 614

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年7月1日から) (平成25年6月30日まで)

	科	目	金	額
売	上	高		11, 785, 589
売	上原	価		10, 449, 761
	売 上 総	利 益		1, 335, 828
販	売費及び一般	管 理 費		715, 734
	営業	利 益		620, 093
営	業外	以 益		
	受 取 利 息 及	び 配 当 金	139, 550	
	その他営	業 外 収 益	12, 037	151, 588
営	業外	費用		
	支 払	利 息	5, 646	
	その他営	業外費用	2, 384	8, 030
	経常	利 益		763, 651
特	別利	益		
	役員退職慰労	引当金戻入益	46, 695	46, 695
特	別損	失		
	会 員 権	評 価 損	4, 100	4, 100
	税引前当期	月 純 利 益		806, 246
	法人税、住民税	及び事業税	234, 500	
	法 人 税 等	調整額	146, 788	381, 288
	当 期 純	利 益		424, 958

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年7月1日から) 平成25年6月30日まで)

			株	主		資	本					
	資本剰		則余 金		利益剰余金							
	資本金	資本金	資 本 金	資本金	資本準備金	資本剰余金	111分类/#人	その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本华佣金	合 計	利益準備金	別 途積立金	繰越利益	合 計					
平成24年7月1日残高	948, 994	1, 027, 376	1, 027, 376	22, 845	3, 100, 000	593, 626	3, 716, 471	△470, 279	5, 222, 563			
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額	_	-	-	I	_	△146, 129	△146, 129	-	△146, 129			
誤謬訂正後当期首残高	948, 994	1, 027, 376	1, 027, 376	22, 845	3, 100, 000	447, 496	3, 570, 341	△470, 279	5, 076, 434			
事業年度中の変動額												
剰余金の配当						△376, 093	△376, 093		△376, 093			
当 期 純 利 益						424, 958	424, 958		424, 958			
別途積立金の積立					100,000	△100,000	_		-			
自己株式の取得								△365	△365			
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)					·							
事業年度中の変動額合計	_	_		_	100, 000	△51, 134	48, 865	△365	48, 500			
平成25年6月30日残高	948, 994	1, 027, 376	1, 027, 376	22, 845	3, 200, 000	396, 362	3, 619, 207	△470, 644	5, 124, 934			

	評	価 · 換 算 差 額	等		純資産
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地 再評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産 計
平成24年7月1日残高	4, 500	△46, 614	△42, 114	1, 582	5, 182, 031
誤謬の訂正による 累積的影響額	_	_	_	-	△146, 129
誤謬訂正後当期首残高	4, 500	△46, 614	△42, 114	1, 582	5, 035, 902
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△376, 093
当 期 純 利 益					424, 958
別途積立金の積立					=
自己株式の取得					△365
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	34, 860		34, 860	4, 412	39, 272
事業年度中の変動額合計	34, 860	_	34, 860	4, 412	87, 772
平成25年6月30日残高	39, 360	△46, 614	△7, 253	5, 994	5, 123, 674

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式…………移動平均法による原価法

(2) 満期保有目的の債券………原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資

産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算

定)

時価のないもの…………移動平均法による原価法

(4) たな卸資産

未 成 業 務 支 出 金………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の

低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

3年~47年

工具、器具及び備品 2年~15年

(2) 無形固定資産………ソフトウエア (自社利用) については、社内における利用

可能期間(5年)に基づく定額法であります。

のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年7月1日以後に取得した有形固定 資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当 事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため 貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額に基づき、当事業 年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 収益の計上基準

売 上 高………進捗部分について成果の確実性が認められるイベントについてはイベントの進捗率(イベントの進捗率の見積りは原価比例法)に応じて売上高を計上し、その他のイベントについてはイベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(誤謬の訂正に関する注記)

当社において、売上の架空計上等による不適切な会計処理が過年度から行われていたことが判明しました。これに伴い、誤謬の訂正を行い、当事業年度の期首の純資産額が146,129千円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額

2,437,429千円

2. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に 含まれております。

受取手形 40,281千円

3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

再評価を行った年月 平成13年6月30日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

805千円

4. 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを 目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年 度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 2,650,000千円 借入実行残高 840,000

差引額 1,810,000

5. 有形固定資産の減価償却累計額

192,885千円

6. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務 360,154千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(営業取引)

売上原価 (外注費)

(営業外取引)

受取利息及び配当金

業務受託手数料

1,296,185千円

127,577千円

1,800千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株 式 数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少 株 式 数(株)	当事業年度末 株 式 数(株)	
普通株式	845, 189	825	_	846, 014	

⁽注)普通株式の自己株式の株式数の増加825株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延	税金資産	
会	員権評価損	18,640千円
投	資有価証券評価損	22, 535
賞	与引当金	4, 741
役	員退職慰労引当金	50, 021
未	払事業税	12, 985
退	職給付引当金	58, 147
未	払賞与	29, 094
過	年度調整額	82, 156
そ	の他	20, 637
繰延	税金資産小計	298, 961
評価	性引当額	<u></u> △107, 134
繰延	税金資産合計	191, 826
繰延	税金負債	
そ	の他有価証券評価差額金	18, 626
0	れん償却	996
繰延	税金負債合計	19, 623
繰延	税金資産の純額	172, 202
2. 法定	実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差額の内訳	
法定	実効税率	38.0%
(調	整)	
	を際費	3.6
5	免取配当金	△6. 2
信	E民税均等割	0.6
膏	平価性引当額の増減	11.1
7	での他	0. 2
税効	果会計適用後の法人税等の負担率	47.3

(関連当事者との取引に関する注記) 子会社等

(単位:千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所 有 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株 式 会 社 ティー・ツー・ クリエイティブ	所有 直接100.0%	イベントの 制作・運営・ 演出業務の請負	イベントの 制作・運営・ 演出業務の請負	1, 159, 278	買掛金	316, 171
				受取配当金	91, 088	_	_
				業務受託手数料	1, 200	未収入金	105
子会社	株式会社 所有 ソイル 直接100.0%	イベントの 映像・演出 業務の請負	イベントの 映像・演出 業務の請負	136, 907	買掛金	43, 982	
			受取配当金	36, 489	_	_	
				業務受託手数料	600	未収入金	52

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 案件ごとに価格交渉の上、取引条件を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

449円07銭

2. 1株当たり当期純利益

37円29銭

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年8月12日

株式会社テー・オー・ダブリュー 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 田 清 忠 即

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 信 好 印業務執行社員 公認会計士 湯 浅 信 好 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テー・オー・ダブリュー及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理についての誤謬の訂正を行い、期首の純資産額が減少している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年8月12日

株式会社テー・オー・ダブリュー 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 田 清 忠 即 指定有限責任社員 公認会計士 揚 浅 信 好 即 業務執行社員 公認会計士 湯 浅 信 好 即

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理についての誤謬の訂正を行い、期首の純資産額が減少している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告にかかる内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職 務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当である と認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成25年8月16日

株式会社テー・オー・ダブリュー監査役会

- 常勤監査役 倉 見 晴 夫 印
 - 監 査 役 萩 原 新太郎 印
 - 監査役吉田茂生⑩
- (注) 監査役 萩原新太郎及び監査役 吉田茂生は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金14円とさせていただきたいと存じます。なお、この 場合の配当総額は159.547.640円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成25年9月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役7名は任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、取締役の真木勝次氏は当社規程による取締役定年のため、本総会の終結の時をもって退任いたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	か ^{か か も ら お さ も} 治 (昭和27年8月25日生)	昭和51年7月 (有)テー・オー・ダブリュー設立 代表取締役 平成元年3月 (桝テー・オー・ダブリューに改組 代表取締役社長 平成21年7月 代表取締役会長兼CEO 平成22年9月 代表取締役会長兼社長兼CEO 平成24年7月 代表取締役会長兼社Eの (現任)	1, 402, 453株
2	え、草 康 ご 江 草 康 ご (昭和36年3月14日生)	昭和58年4月 平成19年7月 オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャ パン(構) 取締役マネージング・ディレクター 当社入社 執行役員社長室長 平成22年7月 平成22年11月 平成22年11月 中成22年11月 中成23年7月 平成23年7月 平成24年7月 代表取締役兼執行役員社長室長	10,000株
3	あきらとみらびる 秋 本 道 弘 (昭和29年9月25日生)	昭和52年5月 昭和60年7月 取締役 平成元年3月	646, 939株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歷	気当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	たがが、は で 売 木が村 で 元 (昭和26年8月6日生)	昭和50年4月 平成12年4月 平成17年4月 平成17年9月 平成18年7月 平成21年7月	取締役管理部長 (㈱ティー・ツー・クリエイティブ 取締役(現任) 当社常務取締役管理本部長 常務取締役兼執行役員管理本部長 (現任) (㈱ソイル取締役(現任)	50,000株
5	島* 村 繁 男 (昭和35年12月30日生)	昭和57年4月 平成4年7月 平成10年1月 平成18年7月 平成20年9月 平成21年7月	ダイア建設㈱入社 (㈱日本リロケーション [現㈱リロ・ホールディングス] 入社 当社入社 管理本部副本部長 取締役管理本部副本部長 取締役兼執行役員管理本部副本部長 (現任)	23, 070株
6	** * * * * * * * * * * * * * * * * * *	昭和57年4月 平成2年10月 平成15年10月 平成18年7月 平成18年9月 平成21年7月 平成22年7月 平成23年7月 平成23年9月	丸紅エネルギー(㈱入社 (㈱丹青社入社 当社入社 SP戦略本部長 取締役SP戦略本部長 取締役兼執行役員第二本部長 執行役員エリア本部長 執行役員第二本部長 取締役兼執行役員第二本部長 取締役兼執行役員第二本部長 (現任) (㈱ソイル取締役(現任)	89, 800株

⁽注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。 会計監査人候補者は、次のとおりであります。

B2 B2	3和46年9月 3和54年6月	1 番22号 赤坂王子ビル 太陽監査法人設立
F2	3和54年6月	
沿 革 平 平	Z成3年4月 Z成6年10月 Z成11年4月 Z成13年7月 Z成18年1月	水自監査伝入政立 元監査法人設立 アクタス監査法人設立 グラント・ソントン インターナショナル加盟 元監査法人とアクタス監査法人が合併しアクタス元監査法人となる エーエスジー監査法人に社名変更(2003年2月よりASG 監査法人) 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人人となる 有限責任組織形態に移行 太陽ASG和責任監査法人と
平	本成20年7月 本成24年7月	なる 永昌監査法人と合併 252百万円
概要	1 4 5	代表社員・社員 54名 特定社員 2名 職員 公認会計士 会計士補・新試験合格者 98名 その他専門職 20名 事務職員 42名 合計 344名

(平成25年7月1日現在)

第4号議案 当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株 予約権に関する報酬等の額の変更及び報酬等の内容の決定の件

当社の取締役の報酬額は平成17年9月開催の第29期定時株主総会において年額400百万円以内とする旨ご承認頂き、平成20年9月開催の第32期定時株主総会において上記の報酬枠のうち年額10百万円以内の部分を取締役に対してストックオプションとして新株予約権に関する報酬等の額に割り当てる旨ご承認頂き、平成24年9月開催の第36期定時株主総会において当社の取締役の報酬枠のうちストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額20百万円以内に拡大する旨ご承認いただき今日に至っております。当社は、当社の役員報酬と業績を連動させ、株主重視の経営意識を高め、長期的な業績向上への意欲を高めることを目的として、株主報酬型ストックオプションを取締役に付与しておりましたが、上記目的をさらに推し進めるため、当社の取締役の報酬枠のうちストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を現行の年額20百万円以内から年額30百万円以内へ拡大することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、ストックオプションを付与する取締役は4名であり、当社取締役等の報酬枠全体の金額には変更はございません。

ストックオプション付与の具体的な方法につきましては、大要下記の内容の新株予約権を発行し、ご承認頂いた報酬枠の範囲で支給される、行使期間開始日までの間の対象者の報酬請求権と新株予約権の公正価格に相当する新株予約権の払込金額(発行価額)の払込債務とを相殺することをもって、ストックオプションを付与することを予定しております。この場合の新株予約権の公正価格はオプション評価理論に基づき算定したオプション価値を下回らない額とします。

記

当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権 は以下の内容と致したく存じます。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数新株予約権の総数は830個を上限とする。

(新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株。ただし、下記に定める株式調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

新株予約権の目的である株式の種類および数は当社普通株式8万3,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる 株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点 で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行わ れ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

(2) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使す ることにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円と し、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間 平成28年10月1日から平成45年9月30日まで
- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を 要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 対象者は、新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社取締役の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社取締役を退任する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から当社の定める役員定年による当社取締役を定年する日までの間継続して当社取締役の地位にあることは要しない。
 - ② 対象者は当社が定める役員定年による取締役退任後半年間に限り新株 予約権を行使することができる。
 - ③ 対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払いを完了していることを要する。
 - ④ 平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。)
 - ⑤ 行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中に死亡した 場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間に限り新株予約権の 行使ができる。
 - ⑥ その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
- (7) 新株予約権の主な取得条項
 - ① 当社が消滅会社になる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株 主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承

認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 対象者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株 予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得するこ とができる。
- ③ 第(6)号により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で取得することができる。
- ④ その他の取得条項については当社取締役会の決議により定める。
- (8) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(9) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、第(7)号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき 新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数 をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)号に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新 株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当た り1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額と する。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 第(3)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織 再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(3)号に定める新 株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 および資本準備金に関する事項 第(4)号に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件 第(6)号に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限 第(5)号に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項第(7)号に準じて決定する。
- (10) 新株予約権のその他の内容 上記(1)から(9)にかかる細目及び新株予約権のその他の内容については、 新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- (11) 新株予約権の割当日 新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- (12) 新株予約権証券の発行の有無 新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

第5号議案 当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新 株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

株主重視の経営意識を高め、長期的な当社の業績向上への意欲を高めることを目的として、当社執行役員に対し、新株予約権を次の要領で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予 約権は以下の内容と致したく存じます。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数新株予約権の総数は400個を上限とする。

る株式調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株。ただし、下記に定め

新株予約権の目的である株式の種類および数は当社普通株式4万株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

- (2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭 金銭の払込みを要しないこととする。
- (3) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使 することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円 とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間 平成35年10月1日から平成45年9月30日まで
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び 資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当 社取締役または執行役員の地位にあり、かつ、新株予約権の行使日に 当社取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、平成 28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社取締役また は執行役員の地位にあることは要しない。
 - ② 平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。)
 - ③ 行使期間の開始日以後において対象者が当社取締役在任中又は執行役 員在職中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者の死亡後半年間 に限り新株予約権の行使ができる。
 - ④ その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
- (8) 新株予約権の主な取得条項
 - ① 当社が消滅会社になる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株 主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承 認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたとき は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 対象者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株 予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得するこ とができる。
 - ③ 第(7)号により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で取得することができる。
 - ④ その他の取得条項については当社取締役会の決議により定める。
- (9) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない 端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(10) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合)

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、第(8)号に基づ

き当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数 をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)号に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新 株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当た り1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額と する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 第(4)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織 再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(4)号に定める新 株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 および資本準備金に関する事項 第(5)号に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件 第(7)号に準じて決定する。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限 第(6)号に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項 第(8)号に準じて決定する。
- (11) 新株予約権のその他の内容 上記(1)から(10)にかかる細目及び新株予約権のその他の内容について は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- (12) 新株予約権の割当日 新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- (13) 新株予約権証券の発行の有無 新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

第6号議案 当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブおよび株式会 社ソイルの取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行す る新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブおよび株式会社ソイルの取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

株主重視の経営意識を高め、長期的な当社の業績向上への意欲を高めることを目的として、当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブおよび株式会社ソイルの取締役に対し、新株予約権を次の要領で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブおよび株式会社ソイルの取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容と致したく存じます。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数 新株予約権の総数は290個を上限とする。

(新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株。ただし、下記に定める株式調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

新株予約権の目的である株式の種類および数は当社普通株式2万9,000株を 上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

- (2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭 金銭の払込みを要しないこととする。
- (3) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使 することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円 とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間 平成30年10月1日から平成45年9月30日まで
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の 額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する 資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 対象者が新株予約権の交付日から平成28年6月30日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあり、かつ、当社の定める役員定年(但し、役員定年の延長の適用を受けた場合は延長後の役員定年とし、以下本号において同様とする。)により当社子会社取締役若しくは当社取締役を退任し、又は当社の就業規則に基づき執行役員を定年退職する者であることを要する。ただし、平成28年7月1日から新株予約権の行使日までの間継続して当社子会社取締役又は当社取締役若しくは執行役員以上の地位にあることは要しない。
 - ② 対象者は、当社が定める役員定年による当社子会社取締役若しくは当 社取締役退任後又は当社就業規則に基づく当社執行役員定年退職後、 半年間に限り新株予約権を行使することができる。
 - ③ 平成28年6月期における当社の連結経常利益が14億円以上であることを要する。(平成28年6月期より以前の決算期の業績は問わない。)
 - ④ 行使期間の開始日以後において、対象者が当社子会社取締役若しくは 当社取締役在任中又は当社執行役員在職中に死亡した場合、対象者の 相続人は、対象者死亡後半年間に限り新株予約権の行使ができる。
 - ⑤ その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
- (8) 新株予約権の主な取得条項
 - ① 当社が消滅会社になる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株 主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承 認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたとき は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 対象者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株 予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得するこ とができる。

- ③ 第(7)号により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で取得することができる。
- ④ その他の取得条項については当社取締役会の決議により定める。
- (9) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない 端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(10) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合(但し、第(8)号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。)において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

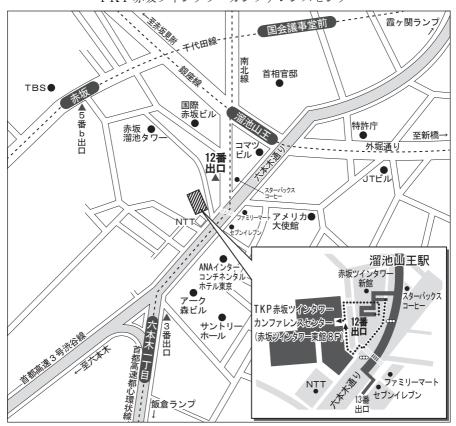
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数 をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)号に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新 株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当た り1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額と する。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 第(4)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織 再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(4)号に定める新 株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 および資本準備金に関する事項 第(5)号に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件 第(7)号に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限 第(6)号に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項 第(8) 号に準じて決定する。
- (11) 新株予約権のその他の内容 上記(1)から(10)にかかる細目及び新株予約権のその他の内容について は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- (12) 新株予約権の割当日 新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- (13) 新株予約権証券の発行の有無 新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

以上

【株主総会会場ご案内図】

東京都港区赤坂 2-17-22 赤坂ツインタワー東館 8 F T K P 赤坂ツインタワーカンファレンスセンター



交通手段

東京メトロ千代田線・丸ノ内線 ………… 国会議事堂前駅より徒歩7分

(地下道を通って溜池山王駅12番出口より)